

沖 管 0 0 2 6 6 6
平成 27 年 3 月 12 日

沖縄県医師会会長 殿

社会保険診療報酬支払基金沖縄支部
支 部 長 中 原 和 也

平成 27 年度における診療報酬等の納入期日
及び支払日について

平素は支払基金の業務運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 27 年度における診療報酬等の納入期日及び支払日については、別紙のとおり予定しておりますのでご連絡いたします。

なお、各保険医療機関等に対しましては、広報誌等をもってお知らせいたしますので、念のため申し添えます。

平成27年度における診療報酬等の納入期日及び支払日予定表

	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日
平成27年4月 注1	土	日	納入期日	支払日			
5月 注1			納入期日	支払日		土	日
6月 注4		納入期日	土	日	支払日		
7月 注5	土	日	祝日	納入期日	支払日		
8月 注1			納入期日	支払日	土	日	
9月 注2	納入期日	土	日	祝日	休日	祝日	支払日
10月 注1	日		納入期日	支払日			土
11月 注3		納入期日	支払日	土	日	祝日	
12月 注5		土	日	納入期日	支払日	祝日	
平成28年1月 注1			納入期日	支払日		土	日
2月 注4		納入期日	土	日	支払日		
3月 注6		土	祝日	休日	納入期日	支払日	

※ 診療報酬等には、特定健診・特定保健指導費及び出産育児一時金等に係る費用も含まれます。

注1 納入期日20日・支払日21日

注2 納入期日18日・支払日24日(19日～23日が銀行の休日)

注3 納入期日19日・支払日20日(21日～23日が銀行の休日)

注4 納入期日19日・支払日22日(20日・21日が銀行の休日)

注5 納入期日21日・支払日22日(19日・20日が銀行の休日)

注6 納入期日22日・支払日23日(19日～21日が銀行の休日)

平成 27 年度診療報酬等の納入期日及び支払日について

1 基本的考え方

(1) 納入期日について

納入期日は、原則 20 日とします。

ただし、20 日以降銀行の休日が続く場合は、19 日の設定もありうることをとします。

(2) 支払日について

支払日は、原則 21 日とします。

ただし、当該日が銀行の休日に当たる場合は、22 日までとして設定します。なお、19 日から 22 日までの間において銀行の休日が 3 日間該当する月にあつては、23 日の支払日の設定もありうることをとします。

(3) その他

銀行の休日が 19 日から 23 日まで続く場合は、18 日を納入期日、24 日を支払日とすることとします。(平成 21 年度実施)

2 平成 27 年度診療報酬等納入期日及び支払日について

別紙予定表のとおりとし、各月の考え方は以下のとおりです。

(1) 4 月、5 月、8 月、10 月及び 1 月について

納入期日及び支払日ともに銀行の休日に該当しないことから、20 日を納入期日、21 日を支払日とします。

(2) 9 月について

納入期日である 20 日及び支払日である 21 日が銀行の休日に当たり、その前日 19 日から 23 日まで 5 日間連続した銀行の休日であるため 18 日を納入期日、24 日を支払日とします。

(3) 11 月について

納入期日である 20 日は銀行の休日となっていないが、21 日から 23 日までが銀行の休日に該当し、22 日までに支払う取扱いから、19 日を納入期日、20 日を支払日とします。

(4) 6 月及び 2 月について

納入期日である 20 日が銀行の休日に当たり、翌日 21 日も休日であるため 19 日を納入期日、22 日を支払日とします。

(5) 7 月及び 12 月について

納入期日である 20 日が銀行の休日に当たり、前日 19 日も休日であるため 21 日を納入期日、22 日を支払日とします。

(6) 3 月について

納入期日である 20 日が銀行の休日に当たり、前日 19 日及び翌日 21 日も休日であるため 22 日を納入期日、23 日を支払日とします。

※ 診療報酬等には、特定健診及び出産育児一時金等に係る費用も含まれます。